

平成24年2月28日

特許庁審判部審判課審判企画室 御中

日本弁理士会
副会長 山本宗雄

審判便覧の改訂（第14版）に対する意見

本年6月8日に公布された「特許法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第63号、以下「平成23年改正」という。）が施行されるのに伴い、改訂される審判便覧（第14版）に対し、当会は、下記の意見をさせて頂きます。

記

意見①

51-05. 1の3（2）に「審判請求人により無効理由の追加や変更がされることがあるが・・・、これらの無効理由については、上記の趣旨により、審決予告はしない」とあるが、このような場合に審決予告をしない理由を、詳しく説明して頂きたい。

（理由）

改正前であれば、審決取消訴訟は原審決に対する違法性を争うものであるため、審理中に無効理由が変更されることはありえず、このため、審決取消訴訟の提起後における訂正審判の請求機会は1回で十分だったものと思われます。

しかし、審決取消訴訟後の訂正審判が禁止された今回の改正後は、無効審判が特許庁に係属している段階で審判請求人によって無効理由の追加や変更がされた場合、再度の審決予告をしないと特許権者に不合理な結果を招くことになります。

そして、このような事情にもかかわらず、再度の審決予告を一律にしないとするのであれば、「制度趣旨により」のような簡単な理由では無く、それなりの理由を詳しくご説明頂く必要があるかと思います。

意見②

51-05. 1の3（2）に、再度の審決予告をする場合の具体例が、「訂正の機会を与えることが適切な場合の例」として1つ記載されているが、再度の審決予告がされる場合の具体例をもっと多く掲載して頂きたい。

(理 由)

審決予告は、上記した通り、審判の被請求人にとって貴重な訂正の機会であり、再度の審決予告がどのような場合にされるのかを知ることは、特許権者にとって非常に重要なと思われますので、具体例をできるだけ多く掲載する必要があると思われます。

以 上